

北広島市立緑ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

令和6年 2月改訂

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

【定義に対する補足】

この中での「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとする。

【定義の解釈における重要点】

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。
- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識すること。
- ④いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなること。
- ⑤法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知されること。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的であること。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

⑥いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察に相談又は通報を行う必要となるものが含まれおり、想定される事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
顔面を殴打しケガを負わせる	傷害（刑法204条）
断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ（刑法第176条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。無理やり商品等を購入させる。	恐喝（刑法第249条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱（刑法第230条）（刑法第231条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

【いじめの要因】

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ①いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
 - ②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
 - ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
 - ④いじめの衝動を発生させる原因としては、ア. 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、イ. 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、ウ. ねたみや嫉妬感情、エ. 遊び感覚やふざげ意識、オ. 金銭などを得たいという意識、カ. 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと

把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

- ⑤いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

【いじめ解消の定義】

- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、緑ヶ丘小学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。緑ヶ丘小学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、緑ヶ丘小学校いじめ防止対策委員会を組織的に機能させ、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起りうるものであり、いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識にたち、全校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の対策に積極的に取り組む。そのためには、いじめに対応する具体的なプログラムを策定し、全校体制で組織的にいじめの防止に取り組む必要がある。本校では、次の通りいじめ防止の具体的な内容を定め、いじめ防止の取組を進める。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導係、学年団、該当学級担当、養護教諭、メインコーディネーターからなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員、登校サポーター、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ③いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者へ周知
- ④いじめの相談・通報の窓口
- ⑤いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有
- ⑥いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ⑦学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じた見直し

3 具体的な指導内容

(1) いじめの未然防止

- ①いじめを許さない学級づくり・学校づくり

◇豊かな情操と道徳心を培う教育活動の推進

思いやりの心を育む道徳教育、人の痛みを思いやることのできる人権教育を進める。

人権擁護委員等との連携

下記に記述する児童生徒への正しい理解について、人権教育をすすめる。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国と係わりを持つ児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認（性的マイノリティ）に係る悩みを持つ児童生徒
- ・震災などにより被災した児童生徒または、原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者となった児童生徒、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

◇自己有用感・自尊感情を育む教育活動の推進

あらゆる教育活動の中で、さまざまな関わりを深める体験教育、「認められた」「人の役に立った」と感じる事の出来る活動を推進する。

◇児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体

的に参加できる授業づくりや集団づくり

◇インターネット上のマナーなどの指導や啓発

インターネット上でのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努める。

◇「SOSの出し方教育」の充実

子どもが不安や悩みを抱えたとき、誰に、どのように助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ「SOSの出し方教育」を実践し、子どもが「困ったら相談してもいいんだ!」「相談されたら聞いてあげる!」ことを理解し行動できる態度を身に付けさせる。

②家庭・地域との連携

◇学校便りやホームページ等による対応方針の説明

◇保護者懇談会・個人懇談・家庭訪問等を活用した保護者との連携

日頃より保護者との連携を密にし、情報の交換や信頼関係の構築に努める。

③学校評価の活用

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて評価を行う。

(2) いじめの早期発見

◇児童の変化を見逃さない児童観察

全ての教師が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。

◇複数の教師による見守りおかしかったと感じた児童がいた場合、気づいたことを共有し、担任・担任外・養護教諭・心の教室相談員・スクールカウンセラー・支援員等、より大勢で当該児童を見守る。

＜児童観察の時間＞

- ・登校時・休み時間
- ・始業前・給食時間
- ・朝の学活・清掃活動
- ・授業中・帰りの学活
- ・放課後等

◇欠席が続いている児童がいた場合は以下の対応をとる

- ・欠席が続いたとき（目安として連続3日）は、理由によらず、家庭訪問等により児童生徒の状況を現認し、管理職を含め生徒指導部会等において、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について共通理解を図る。
- ・欠席がさらに続いたとき（目安として連続5日）は、学校と関係機関の連携・協力により「アセスメントシート」等を作成し、児童生徒や保護者への支援を始める。なお、作成にあたっては、学級（HR）担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と児童生徒や保護者との話し合いを通じて作成する。

◇アンケート調査・教育相談等を活用した実態の早期把握アンケートや教育相談による早期把握に努め、期を逸しない教職員の意識の向上に努める。

◇相談窓口の周知

児童生徒や保護者が必要な時にいつでも相談ができるよう、いじめ対策委員会として相談窓口を設けるとともに、また、地域住民からも情報提供を受けられるよう、地域に回覧する学校だよりや学校のホームページなどで周知に努める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

◇ネットに関わるいじめ

- ・スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、家庭でのルールの浸透を図るなど、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。
- ・ネットパトロールの実施などにより、問題となる情報を発見した場合には、関係機関と連携・協力して適切な対応を行う。

◇ネットに関わるいじめへの主な取組

- ・外部講師を活用したネットモラル教室を実施する。
- ・定期的にネットパトロールを実施する。
- ・ネットマナーの向上を目指した児童会活動を行う。
- ・児童が主体となったネット利用ルールづくりを行う。
- ・保護者に対する啓発活動を行う。

(4) いじめの早期対応

◇全職員の共通理解による組織的対応

いじめ防止対策委員会を主体とし、職員の共通理解のもと役割分担を明確にし、組織的な対応を図る。

- 正確かつ迅速な事実関係の把握
- 指導の記録化
- 公表の在り方の検討
- 関係機関との連携

◇いじめられた児童への指導

教員組織で見守る体制を確立（登下校・休み時間等）し、いじめを許さないための弾力的な対応や当該児童の気持ちを受け入れた共感的な対応をすすめる。また、自己存在感（自己有用感）をもたせる活動の場を確保するとともに、友だちづくりへの支援をすすめる。

- いじめ解決と徹底して守り通すことを言葉と態度で示すなどの全教職員による対応
- 教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い
- 養護教諭・スクールカウンセラー等との連携
- 席替えや班替えなどの児童の立場に立った指導の工夫

◇いじめた児童への指導

いじめは許さないという毅然とした指導とともに、状況や背景にも目を向ける。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにしながら、いじめは人権を侵す行為であること、いじめられる側の気持ちに気づかせる指導を徹底する。

- 教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い
- 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させる指導

◇学級・学年・学校全体への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。豊かな人間関係を育むための指導をすすめる。

- はやしたてたり傍観したりすることは、いじめ同様に許されないことを理解させる指導
- いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる指導

◇当該保護者への対応

正確な事実及び指導経過の報告、情報交換に努める。

○被害児童保護者には共感的な態度で解決への取組を伝え、児童の変化に気をつけ、些細なことでも相談するよう伝える。

○加害児童保護者には正確な事実関係を説明し、よりよい解決のための協力と家庭での指導を依頼する。今後の関わり方などを一緒に考え、具体的助言・支援をしていく。

◇家庭・地域への協力要請

○個人情報の取り扱いに配慮した適切な情報提供

◇各関係機関との連携

必要に応じて教育委員会・緑陽中学校・北広島交番・厚別警察署・児童相談所・民生児童委員等との連携を迅速に行う。

(5) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【重大事態の対処】

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となる場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③事実関係を明確にするための調査の実施

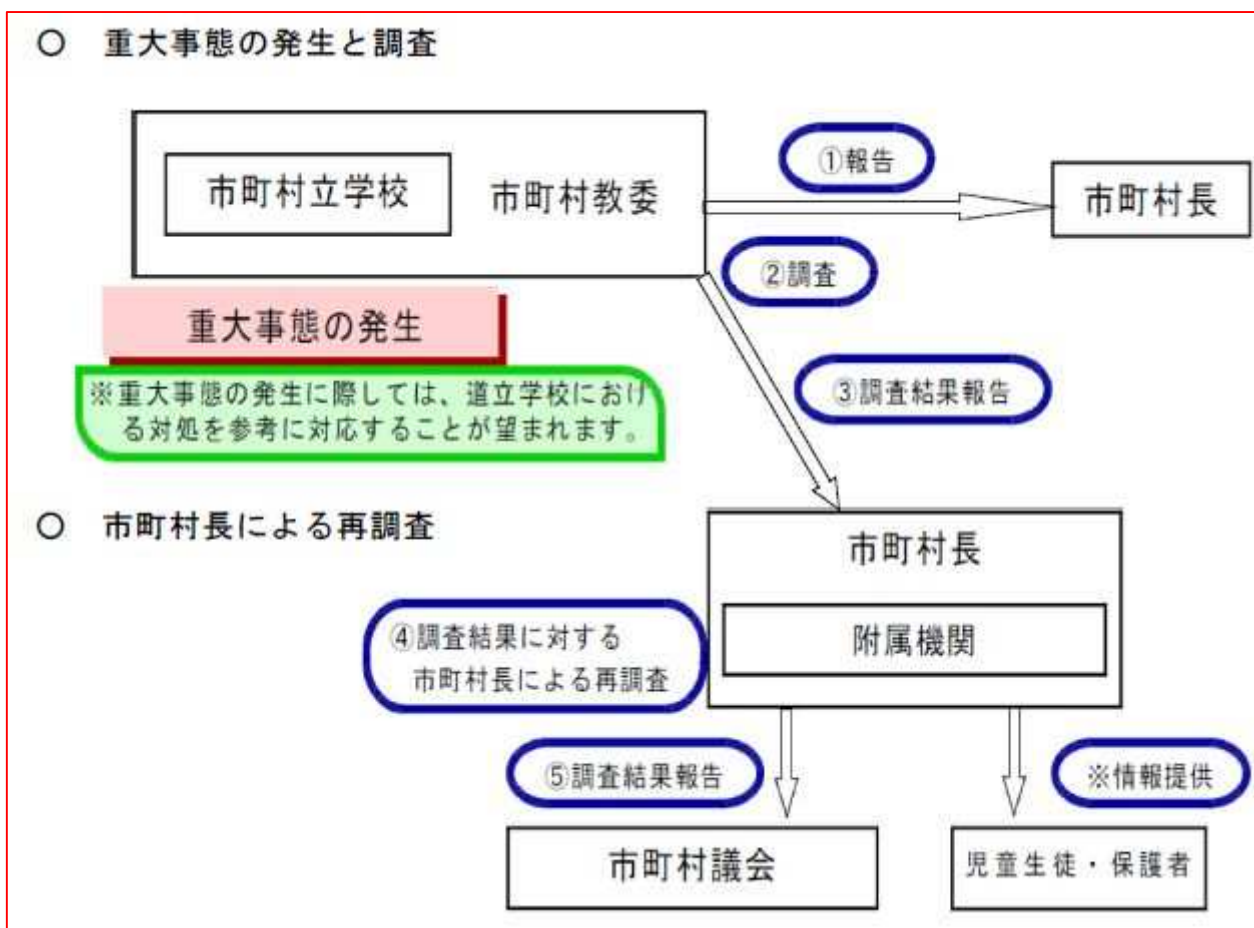
学校は、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する、その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて、経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。



(6) いじめの再発防止

◇継続した指導

○解決したと即断せず、複数の教師による観察・教育相談の継続

◇魅力ある学校生活への改善

○「自己決定」「自己有用感」（自己存在感）「共感的理解を重視した積極的な生徒指導の推進

◇家庭・地域との連携

○児童の地域行事への参加や挨拶の励行等

○家庭での教育に関する啓発及び信頼関係の構築等

○地域の方への見守りのお願い、地域団体（自治会・健連協等）との連携等